

火災共済上乘せ

2023年10月1日以降始期契約用

地震保険付き火災保険

GK すまいの保険（すまいの火災保険）／火災等限定プラン

秋の
保険
共済
募集
商品東北電力企業グループ保険
ライフ総合医療保障プラン
リリーフ終身医療保険ハート
限定告知医療保険ハートがん
保険親子の
ちから火災
共済地震
保険
付き火災
保険その
他の
制度
商品団体
扱
自動車
保険団体
ゴルフ
保険重要
事項記入
例

補償のイメージ

地震・噴火・津波



地震保険は火災保険の保険金額×30～50%の範囲内でセット可能
(火災共済の補償限度額は含みません。)

火災

落雷

破裂・爆発

コンセプト

地震による損害への備えには、通常の火災保険だけではなく地震保険が必要です。本商品は、東北電力生協組合員の皆さまのために、**火災共済とセットでご加入いただく**ことを前提に開発された商品です。そのため、火災共済の利点を十分に活かしながらご加入いただけます。

大口団体割引

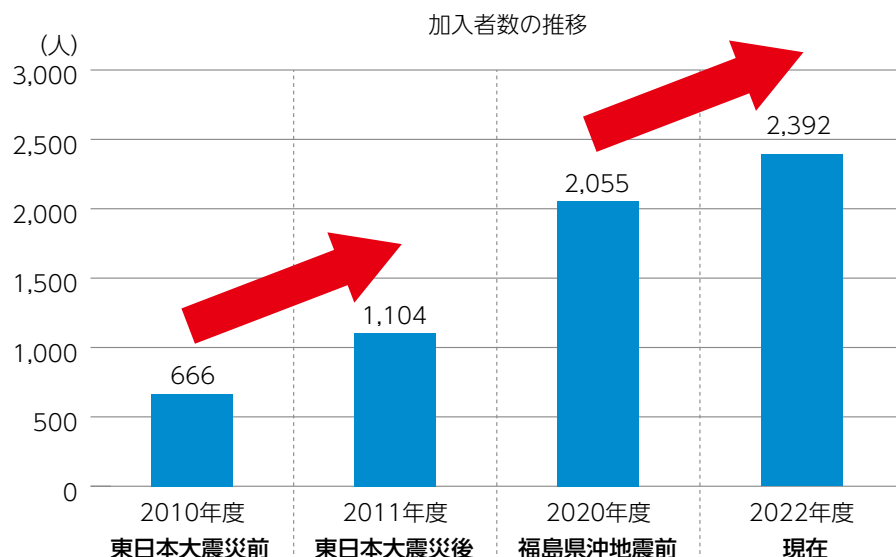
大口団体割引**10%**が適用されるため、一般で加入する契約と比べ割安です。

※地震保険には適用されません。

※割引率は2023年10月1日～2024年9月30日の間に保険始期日があるご契約に適用されます。

※割引率は団体全体のお引受実績に応じて毎年10月1日に見直されます。

加入者数の推移(加入者数は毎年増えています)



大規模地震発生後に加入する方が多い傾向です。地震発生前に加入するように検討しましょう！



火災共済上乘せ

2023年10月1日以降始期契約用

地震保険付き火災保険

GK すまいの保険(すまいの火災保険) / 火災等限定プラン

大口団体割引
10%適用

地震保険とは

1 地震・噴火・津波

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害（火災、損壊、埋没または流失）に対して保険金をお支払いします。

お支払い例

地震により**火災**が
発生し家が焼失した



地震により
家が**倒壊**した



津波により
家が流された



保険金をお支払いできない主な場合

- 故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 地震などの際における紛失または盗難による損害
- 戦争、内乱などによる損害
- 地震などの発生日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害

2 被災後の当面の生活を支える保険

地震等による**被災者の生活の安定に寄与すること**を目的として「地震保険に関する法律」が1966年に制定されました。

地震保険の保険金だけでは必ずしも元通りの家を再建できませんが、生活再建に大切な役目を果たします。



3 地震保険はなぜ必要?

火災保険では、建物・家財の火災による損害などを補償しています。しかし、**地震による火災および倒壊などは、火災保険では補償されません**。したがって、地震による損害に備えるには**地震保険が必要**です。










損害の原因	火災保険	地震保険
地震・噴火・津波	×*	○
上記以外	○	×

*地震などにより延焼拡大した火災損害も補償されません。

ご契約にあたっての条件

(火災共済とセットで加入する必要があります)

契約条件、補償を受けられる方 (=保険対象の所有者)


契約条件	<p>〈建物にご加入希望の方〉火災共済に建物100口以上の加入が必要</p> <p>〈家財にご加入希望の方〉火災共済に動産20口以上の加入が必要</p> <p>【注意点】火災共済とセットでご加入いただく商品です。火災共済を解約された場合は当保険も解約しなくてはなりません。</p>								
被保険者の範囲	<p>保険始期日時点において建物または家財（動産）の所有者が次のいずれかに該当する方。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 組合員ご本人（保険契約者）または配偶者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 組合員ご本人（保険契約者）または配偶者の同居の親族</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 組合員ご本人（保険契約者）または配偶者の別居の扶養親族（例えば下宿中の学生など）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 保険契約者ご本人または配偶者の別居の扶養していない親族</td> <td></td> </tr> </table> <p>※上記（1）～（3）の方が（4）の方と共有する物件を保険の対象とする場合。</p> <p>【注意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険期間の途中で保険契約者・被保険者のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合には代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。 保険契約者と被保険者が異なる場合、この書面の記載事項について被保険者にも必ず説明をお願いします。 	(1) 組合員ご本人（保険契約者）または配偶者		(2) 組合員ご本人（保険契約者）または配偶者の同居の親族		(3) 組合員ご本人（保険契約者）または配偶者の別居の扶養親族（例えば下宿中の学生など）		(4) 保険契約者ご本人または配偶者の別居の扶養していない親族	
(1) 組合員ご本人（保険契約者）または配偶者									
(2) 組合員ご本人（保険契約者）または配偶者の同居の親族									
(3) 組合員ご本人（保険契約者）または配偶者の別居の扶養親族（例えば下宿中の学生など）									
(4) 保険契約者ご本人または配偶者の別居の扶養していない親族									

保険の対象


① 建物^(注1)

一戸建てまたはマンション等の共同住宅

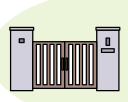
建物の契約に含まれるものの例



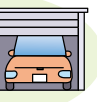
一戸建て



マンション




門




車庫
(66㎡未満)

② 家財^(注2)


家具、家電製品、衣類等




家具



家電製品



衣類



その他

オススメ 建物^(注1) と家財^(注2) の両方

(注1) 居住用の建物に限ります。建物のみのご契約では、家財は保険の対象に含まれません。また、建物の基礎、門・塀・垣、延床面積が66㎡未満の付属建物(物置、車庫等)は、ご契約時に含めない旨のお申出がない限り、保険の対象に含まれます。

(注2) 保険の対象となる家財は、保険申込書記載の建物が所在する敷地内に収容されるものに限ります。ただし、地震保険の対象となるのは、建物に収容されるものに限ります。

家財を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに発生した損害は補償されません。

- 自動車、バイク（原動機付自転車を除きます。）およびその付属品
- 動物および植物等の生物
- 通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券 等
- 証書（運転免許証、パスポートを含みます。）、帳簿、稿本、設計書、図案、プログラム、データ 等

保険期間および補償の開始・終了時期

- 保険期間：1年間（1年未満での短期契約はできません）
- 補償の開始：保険期間の初日（始期日）の午後4時（これと異なる時刻が保険申込書に記載されている場合はその時刻）
- 補償の終了：保険期間の末日（満了日）の午後4時

保険料の払込方法(団体扱)

- 東北電力生協指定の方法により引き落としされます。(月払のみ)





補償内容

●補償の概要

火災保険	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、落雷、破裂・爆発によって、ご契約の建物または家財に損害が発生した場合などに保険金をお支払いします。 ※火災共済から共済金が支払われた場合には、その分を差し引いてお支払いします。
地震保険	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、ご契約の建物または家財に損害が発生した場合に保険金をお支払いします。 ・お支払いする保険金は、損害の程度により異なります。詳細は下表をご覧ください。

地震保険のお支払いについて

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、実際の修理費ではなく、損害の程度（「全損」「大半損」「小半損」「一部損」）に応じて、地震保険金額の**100%・60%・30%・5%**を定額でお支払いします（実際の修理費や、再築または再取得に要する費用を「実額」でお支払いする火災保険とは異なります。）。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損 	主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が 建物の時価額の 50%以上 または 焼失もしくは流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 70%以上	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% [時価額が限度]
大半損 	主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が 建物の時価額の 40%以上50%未満 または 焼失もしくは流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 60%以上80%未満	地震保険金額の 60% [時価額の60%が限度]
小半損 	主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が 建物の時価額の 20%以上40%未満 または 焼失もしくは流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 30%以上60%未満	地震保険金額の 30% [時価額の30%が限度]
一部損 	主要構造部（基礎・柱・壁・屋根等）の損害の額が 建物の時価額の 3%以上20%未満 または 床上浸水 全損・大半損・小半損に至らない建物が、 床上浸水 または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合	家財の損害の額が 家財全体の時価額の 10%以上30%未満	地震保険金額の 5% [時価額の5%が限度]

※損害の程度が一部損に至らない場合は補償されません。

※損害の程度が全損と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が発生した時に^{さかのぼ}遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

※損害保険会社全社で算出された1回の地震等による保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります（2023年5月現在）。

※72時間以内に発生した2回以上の地震等は、これを一括して1回の地震等とみなします。

保険金額（補償額）の算出方法

保険金額を算出してみましょう！

●建物の保険金額

建築金額（新築時の価額）
[算出例] 3,000万円の建物に補償をつける場合

火災共済（建物）の加入口数
（最低100口）×10万円
火災共済に100口加入していたとすると

火災保険金額
設定できる火災保険金額は…
火災保険金額 2,000万円

地震保険金額
（火災保険金額の30～50%の範囲内で設定）
この時、地震保険金額は
地震保険金額 600～1,000万円

●家財の保険金額

家財の評価額
[算出例] 35歳の夫婦と子ども1人の家族に家財の補償をつける場合

火災共済（動産）の加入口数
（最低20口）×10万円
火災共済に20口加入していたとすると

火災保険金額
設定できる火災保険金額は…
火災保険金額 800万円

地震保険金額
（火災保険金額の30～50%の範囲内で設定）
この時、地震保険金額は
地震保険金額 240～400万円

※下表「33歳～37歳」「夫婦+子ども（18歳未満）1人」の目安額1,080万円を1,000万円として算入しております。

（地震保険金額についての注意）

地震保険金額の設定限度額は、建物5,000万円、家財1,000万円となります。

（ご参考）標準世帯における家財の評価額（再調達価額）の目安（2023年5月現在）

下記の評価額を参考にして、保険金額を設定してください。

世帯主の年齢	家族構成	夫婦のみ	夫婦+子ども（18歳未満）1人	夫婦+子ども（18歳未満）2人
27歳以下		550万円	640万円	730万円
28歳～32歳		710万円	800万円	890万円
33歳～37歳		990万円	1,080万円	1,170万円
38歳～42歳		1,220万円	1,310万円	1,400万円
43歳～47歳		1,400万円	1,490万円	1,580万円
48歳以上		1,480万円	1,610万円 ^(注1)	1,700万円 ^(注2)

（注1）夫婦以外に、18歳以上の方が1人の場合 （注2）夫婦以外に、18歳以上の方が1人と18歳未満の子どもが1人の場合

※1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属・宝石・美術品等は、再調達価額に含まれません。

※同一の敷地内に収容される家財について、保険金額を分割して複数のご契約に加入されると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となることがあります。

※上の表は再調達価額の目安となります。上の表にない家族構成の場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

見積り方法・事故連絡先

大袋に同封の「見積依頼書」に必要事項を記載の上、取扱代理店（東日本興業電力生協事務所）までFAXもしくは郵送をお願いします（記入例はP173に記載がありますのでご参照ください。）。

万一、事故が発生した場合には以下の事故受付センターまたは代理店・扱者までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

【三井住友海上事故受付センター】
じこは いちはやく
0120-258-189（無料）
のいずれかでご報告をお願いいたします。

【インターネット事故報告】
[https://www.ms-ins.com/
contractor/contact/](https://www.ms-ins.com/contractor/contact/)



引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社 仙台支店 仙台第三支社
（幹事保険会社） 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町2-5-27 TEL：022-221-9014

取扱代理店：東日本興業株式会社 保険部 電力生協事務所
〒980-0822 宮城県仙台市青葉区立町20-1 東北電労会館 TEL：022-716-7107 FAX：022-716-7181